

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（473））

2. 日時：平成29年11月2日 13時30分～14時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、田尻安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 警備防災グループマネージャー

（他2名）

5. 要旨

（1）原子力規制庁より、東海第二発電所に設置する緊急時対策所の設置許可基準規則第61条（緊急時対策所）への適合性について説明を求め、日本原子力発電株式会社より説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 緊急時対策所の中に設置する災害対策本部内を緊急時対策所加圧設備により加圧することにより、緊急時対策所の居住性（基準への適合性）を説明しているが、建屋全体を緊急時対策所と呼称していることから、どの範囲を緊急時対策所と位置付け、基準への適合性を説明するのか整理して説明すること。
- 「非常時運転（緊対建屋加圧モード）」において使用している建屋空調機械室内の設備は、現在の手順では重大事故等対処設備として位置付けるべきと考えられるため、設備と手順の整合を図ること。
- 設置変更許可申請書の補正書（添付資料八）に、緊急時対策所の居住性を確保するための遮蔽を図示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・なし